

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会規則第 2 号

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

刈谷市教育委員会事務局処務規則（平成 4 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(課及び室の設置)」に改め、同条中「課を」を「課及び室を」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) アジア・アジアパラ競技大会推進室

第 4 条第 2 項第 1 5 号中「課」の次に「及び室」を加える。

第 6 条第 2 項第 1 6 号を削り、同項中第 1 7 号を第 1 6 号とし、第 1 8 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 1 3 号を削り、同項第 1 4 号を同項第 1 3 号とする。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 3 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 2 条第 3 項中「代決する」を「代決し、室長が不在のときは、室長補佐がその事務を代決する」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条中「及び課長補佐」を「、室長、課長補佐及び室長補佐」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「課長」を「課長、室長」に改め、同条第 2 項中「補佐する」を「補佐し、室長補佐は、室長の職務を補佐する」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条第 1 項中「、課に課長」を「を、課に課長を、室に室長を」に改め、同条第 2 項中「課長補佐」の次に「を、室に室長補佐」を加え、同条第 3 項中「、課」を「を、課及び室」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「課」の次に「又は室」を加え、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(アジア・アジアパラ競技大会推進室)

第 8 条 アジア・アジアパラ競技大会推進室に次の係を置く。

(1) 総務係

(2) 事業推進係

2 アジア・アジアパラ競技大会推進室の所掌事務は、第 2 0 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会に関することとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。